

京都市歩道段差転倒事故損害賠償請求事件

道路局道路交通管理課訟務係

京都市歩道段差転倒事故損害賠償請求事件

〔一審判決〕平成一三年五月七日

京都地方裁判所 請求一部認容（被告控訴）

〔二審判決〕平成一四年七月二三日

大阪高等裁判所 原判決変更、控訴人請求一

部認容（確定）

1 事実の概要

本件は、被告京都市が設置・管理する歩道を歩行中の原告が、歩道に敷設された鉄蓋と歩道面との間に生じていた四センチメートルの段差に躓いて受傷したとして、国家賠償法第二条第一項に基づく損害賠償請求をしたものである。

（請求額：二一、八八五万八、九六八円）

2 判決の要旨

① 一審判決

本件事故現場は、整備された歩道のほぼ中央部にあたるところ、付近に十分な照明施設がなく、

夜間においては、鉄蓋と歩道面との間に形成された四センチメートルの段差を発見するのは困難な状況であった。歩道を含む道路は一般の交通の用に供される以上、年月の経過とともに磨耗、変更するものであり、たとえ被告に本件段差の危険性につき市民等から通報がなかったとしても、それにより管理責任が減じられることはない。また、本件事故は、整備された歩道に存した瑕疵により惹起されたものであり、原告に歩行者として落ち度を認め難いことから過失相殺の主張は採用しない。

② 二審判決

本件段差は、交通量も少なくない市街地内の歩道のほぼ中央部に存在していたもので、当該歩道が広く住民等の通行の用に供されていたものであることからすれば、これに歩行者が躓き受傷する可能性は相当程度あったといわざるを得ない。また、本件段差は相当以前から存在していたと認められることから、控訴人に予見可能性、回避可能性がなかったとは認められない。よって、控訴人

は本件事故により被控訴人に生じた損害を賠償する責任があるが、被控訴人にも前方不注意の過失があるため五割の過失相殺をするのが妥当である。

3 判決のポイント

① 事実認定（主に一審判決による）

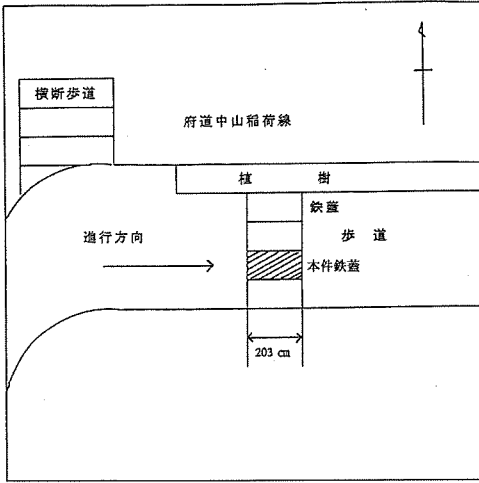
a 本件事故現場は、南北に通ずる国道二四号線と東西に通ずる府道の交差点の近辺で、交差点南東角に位置する旧京都みやこ信用金庫本店前の歩道（本件歩道）上である。本件歩道は、道路の拡幅及び歩道の確保を目的として排水路を暗渠化して設置されたものであるところ、歩道上には、排水路の清掃管理のための暗渠の開口部の蓋として、鉄蓋四枚が渡してあった。原告は、このうち南側から二枚目の鉄蓋（本件鉄蓋）に躓いて転倒した。

b 本件歩道は、車道との境に設けられた植込みを除く幅員三・二五メートルの舗装された平坦な道路で、植込み部分には低木が車道に沿って植えられ、所々に高木の街路樹が整備されている。本件事故当時は、交差点の北東角及び南側国道に沿った歩道上に四百ワットの水銀灯が、本件事故現場から東に約一五メートルの位置に三百ワットの水銀灯が設置されており、信用金庫本店側には庭園灯があり、

本件鉄蓋の西側端付近の照度は六・九から八・五ルクスであった。

c 本件事故当時、本件鉄蓋は、中央部分が南北に窪み、東西の側端部が歩道面から浮き上がるようにして約四センチメートルの段差（本件段差）を形成していた。本件段差は平成九年の信用金庫本店工事の際に形成されたものと推定されるところ、本件事故発生まで、道路管理者である被告市に歩行人等から苦情や危険性の通報は一切なかった。

d 原告は、本件事故現場から徒歩六〜七分の場所に居住し、本件事故現場を幾度か歩行したことはあるが、本件段差の存在は知らなかった。本件事故当時、原告は、夫との待ち合わせに向かうため本件歩道を東に向かって歩



(参考図)

行中、本件事故に遭遇した。その時の履物は、高さ二・五センチメートルのヒールのパンプスであった。

② 法的判断（二審判決による）

a 本件段差は、交通量も少なくない市街地内の平坦に舗装された歩道のほぼ中央部に存在していたものであるところ、本件歩道が老若男女の別を問わず、広く住民等の通行の用に供されていたものであることを考慮すれば、その段差がたとえ四センチメートル程度であつて、夜間においてもある程度の照明の下にあつたとはいえ、これに歩行者等が躓いて転倒して傷害を受ける可能性は相当程度にあつたといわざるを得ない。そうであれば、本件歩道は、道路として通常有すべき安全性を欠いていたものというべきである。

控訴人は、本件事故発生まで、本件段差について危険性を指摘する市民の通報等は一切なく、本件事故の発生について予見可能性、回避可能性がなかった旨主張するが、本件段差は、本件事故の相当以前から存在していたと推定されるところ、控訴人においてこれを発見することが不可能で、事故回避可能性がなかったとは到底いえない。

よつて、控訴人は被控訴人に対し、国家賠

償法第二条第一項に基づき、被控訴人が本件事故により被つた損害を賠償する責任があるといふべきである。

b 本件事故当時の本件事故現場付近の照度は、六ルクス以上あつたと認められるところ、一般に五ルクスの照度があれば四メートル先の歩行者の顔の概要が識別できるとされていることから、本件事故当時、被控訴人が路面を注視していれば本件段差の存在に気付くことは可能であつたと認められる。本件程度の段差は、市街地の歩道であつても至る所に存在し、また、道路上に障害物が存置されていることは稀ではなく、道路自体に損傷を生じることが否定できないことは公知の事実である。道路管理者が、道路の安全を維持すべきは当然であるものの、その供用を受けてこれを利用する者は、その性質上生じ得る障害について、容易に避け得る場合はこれを避けるべきであるといふことができ、夜間においては、昼間に比べて障害物の発見は困難であるが、歩行者はそれを前提として歩行すべきである。本件事故当時、被控訴人は、本件段差に気付くことができたのにこれに気付かず躓いて倒れたのであるから、前方不注意の過失があつたといふべきであり、その割合は五割となるのが相当である。